

大分市立中学校部活動指導員人材バンク設置要綱

(設置)

第1条 本市における部活動の普及、発展及び持続可能な運営の実現に向け、学校の要請に応じた適時かつ適切な部活動指導員（部活動指導員の任用等に関する要綱（令和3年4月1日施行）第1条に規定する部活動指導員をいう。以下同じ。）の配置をするため、大分市立中学校部活動指導員人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

(業務)

策2条 教育委員会は、人材バンクに係る業務として次に掲げる業務を行う。

- (1) 部活動指導員の登録に関すること。
- (2) 部活動指導員に係る情報提供に関すること。
- (3) 学校及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他前条に掲げる目的を達成するために必要と認められること。

(登録対象者)

策3条 人材バンクへの登録（以下「登録」という。）の対象となる者は、担当する部活動に係る専門的な知識及び技能を有し、かつ、学校教育に関する十分な理解を有する者であって、次の第1号から第5号に掲げる全ての要件に該当し、かつ、次の第6号から第8号までに掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 常時勤務を要する職に従事する者でないこと。
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条に掲げる欠格事項に該当しない者であること。
- (3) 過去の指導において、体罰、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等その他の部活動指導員として不適格と認められる行為を行った者でないこと。
- (4) 18歳以上の者（学校教育法第1条に規定する高等学校その他これに類する学校に在学する者を除く。）であること。
- (5) 学校教育法第1条に規定する学校において、担当する部活動の指導経験を有する者であること。
- (6) 教員免許を授与されたことがある者であること。
- (7) 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体等が認定する指導者資格を有している者であること。
- (8) 部活動指導員として生徒への適切な指導ができる者として、校長又は社会体育等の関係団体の長から推薦を受けた者であること。

(登録)

第4条 登録を希望する者は、大分市立中学校部活動指導員人材バンク登録申請書(様式第1号)に大分市立中学校部活動指導員人材バンク登録者個人票(様式第2号。以下「個人票」という。)を添えて、教育長に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、登録の決定をし、大分市立中学校部活動指導員人材バンク登録通知書(様式第3号)により、当該登録を受けた者(以下「登録者」という。)に通知するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 登録者は、登録の内容に変更が生じたときは、大分市立中学校部活動指導員人材バンク登録内容変更届(様式第4号)に必要な応じて個人票を添えて、教育委員会へ提出しなければならない。

(登録の期間等)

第6条 登録の期間は、登録を受けた日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

2 登録者は、登録の更新をしようとするときは、大分市立中学校部活動指導員人材バンク登録更新申請書(様式第5号)に必要な応じて個人票を添えて、教育委員会へ提出しなければならない。

3 第1項及び第4条第2項の規定は、登録の更新について準用する。

(登録の取消)

第7条 登録者は、登録の廃止をしようとするときは、速やかに大分市立中学校部活動指導員人材バンク登録廃止届(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 前項の規定による届出が提出されたとき。

(2) 登録者が、人材バンクを利用して政治、宗教又は営利を目的とする活動を行ったとき。

(3) 部活動指導員として不適格であると認められたとき。

3 教育委員会は、前項の規定により登録を取り消したときは、大分市立中学校部活動指導員人材バンク登録取消通知書(様式第7号)により、登録者に通知するものとする。

(人材バンクの運用)

第8条 教育委員会は、登録者リストを作成し、校長の要請に応じて提供するものとする。

2 校長は、提供を受けた登録者リストに登載されている登録者と指導内容

等について事前に面談等を行い、当該登録者の部活動指導員としての任用を希望するときは、その旨を教育委員会に届け出るものとする。

(事務)

第9条 人材バンクに関する事務は、教育部体育保健課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。